



お支払いする場合

- うっかり居眠り運転をしてしまい、電柱に衝突して亡くなられたケース。
- 酒に酔った状態で横断歩道を歩行していて、走行してきた車にはねられて亡くなられたケース。



お支払いできない場合

- 高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられたケース。
- 遮断機が下りている踏切を渡ろうとして遮断機をくぐり、電車にはねられて亡くなられたケース。

解説

- 「被保険者の重大な過失」によって被保険者が亡くなられた場合、災害死亡保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害死亡保険金はお支払いできません。

- ・ 重大な過失とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判断します。
- ・ 「被保険者の重大な過失」は、入院給付金、手術給付金などにおいても免責事由となっています。
- ・ 原因を問わずにお支払いする死亡保険金は、「被保険者の重大な過失」を免責事由にしていません。このため、災害死亡保険金をお支払いできない場合であっても、死亡保険金はお支払いすることがあります。